

各 社会福祉法人代表者 様

南河内広域事務室広域福祉課長

社会福祉法の改正に伴う説明資料の送付について（送付）

日頃より、福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の社会福祉法の改正に伴う下記1の説明資料が厚生労働省福祉基盤課から送付されました。つきましては、各法人におかれましては今回の改正についてご理解いただくため、ご活用いただきたく送付いたします。

なお、今回送付します下記1の資料につきましては、大阪府地域福祉推進室指導監査課のホームページ（下記2記載）にも、近日中に掲載される予定です。

また今後、当課のホームページにも、『社会福祉法人の設立認可、指導・監査など（社会福祉法）』のところに『社会福祉法人等への通知文書等』のカテゴリーを新設してお知らせする予定です。

記

1 社会福祉法の改正に伴う説明資料

- 資料1：社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要
- 資料2：社会福祉法人制度の改革（平成28年4月施行分）
- 資料3：権限移譲について
- 資料4：社会福祉法人の地域における取組等について
- 資料5：社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて
- 資料6：社会福祉法人関連予算（案）の概要

2（ホームページ）

- ・大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課ホームページ（社会福祉法人等への通知文書等）  
[http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu\\_annai/tsuchibunsho.html](http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html)
- ・南河内広域事務室 広域福祉課ホームページ  
<http://www.kouiki321.jp/fukushi/index.html>

〒584-0031

南河内広域事務室 広域福祉課

住 所：富田林市寿町2丁目6番1号  
南河内府民センタービル2階

TEL：0721-20-1199

FAX：0721-20-1202